

# 先端技術実証・評価設備整備費等補助金について

- ・企業等の実証・評価設備等の整備
- ・産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備

2011年3月

経済産業省

# ○先端技術実証・評価設備整備費等補助金 概要(補正予算額:303億円)

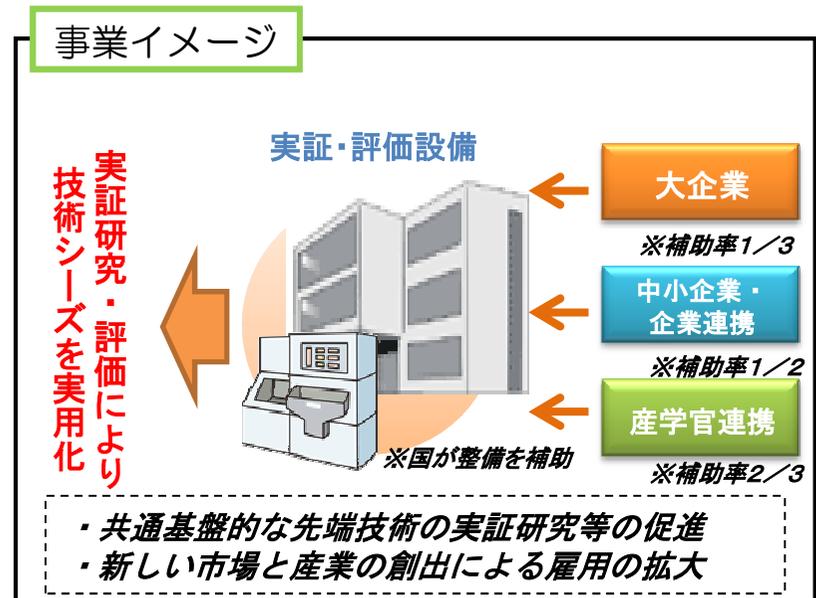
## 1) 企業等の実証・評価設備等の整備 (約200億円)

### ○事業概要・目的

これまでに開発された革新的な技術等の実証・評価等を行うための設備等を整備するために必要な経費の一部を支援することにより、当該設備等の実証・評価等への活用を促進し、当該技術等を用いた新製品の量産化への橋渡しを行う。

### ○対象事業

企業等が行う実証・評価等や、他者が開発した技術等に対して共通基盤的に行う実証・評価等に必要となる設備等の整備を支援(補助率2/3、1/2、1/3)。



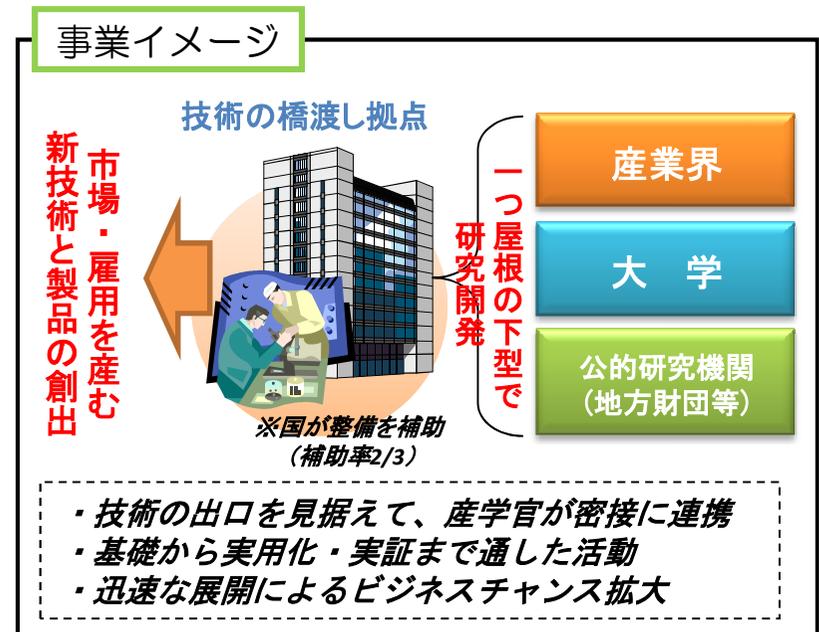
## 2) 産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備 (約100億円)

### ○事業概要・目的

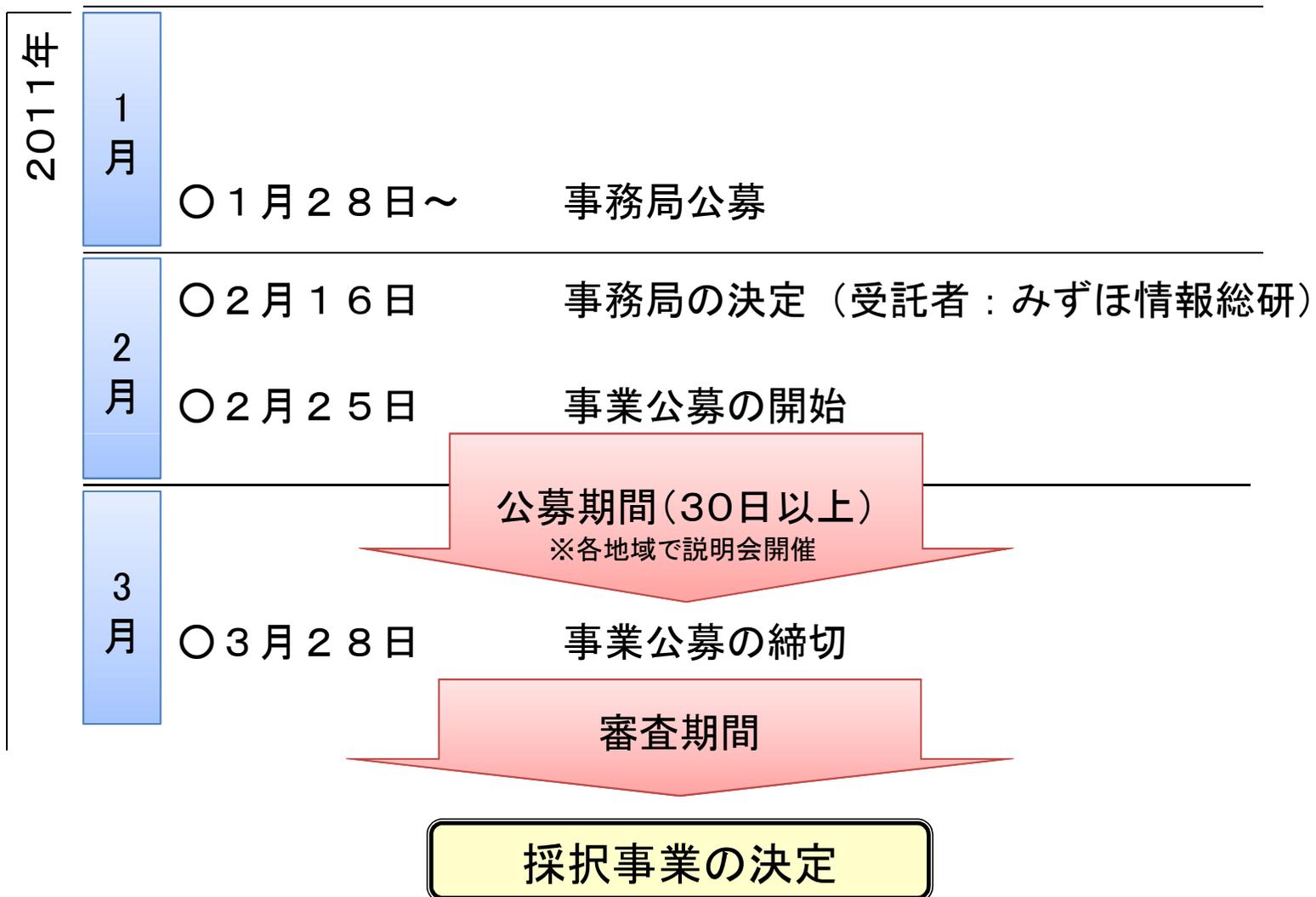
地域における優れた技術シーズを実用化まで確実に橋渡しする研究開発拠点を整備し、産学官の連携によるイノベーションを促進する。

### ○対象事業

実用化を共通目標に、地域の大学・企業・公的研究機関が、一つ屋根の下型で密接に連携して共同研究を行うための施設・設備の整備を支援(補助率2/3)。



## ○執行スケジュール



# 1. 企業等の実証・評価設備等の整備事業概要

# 1-1. 企業等の実証・評価設備等の整備 概要(約200億円)

## 事業概要・目的

### <現状>

- 我が国においては、国、地域、民間企業等を主体として多様な革新的技術が開発されているところ
- しかし、当該革新的技術については、必ずしも企業等による事業化に向けた投資に結びついていない。

### <事業化への投資が行われない主な要因>

#### ①技術の高度化・複雑化

技術の複雑化・高度化により、研究室レベルでの研究から事業化へつなげるために、追加的に実証研究や試作品製造、性能・安全性評価が必要。

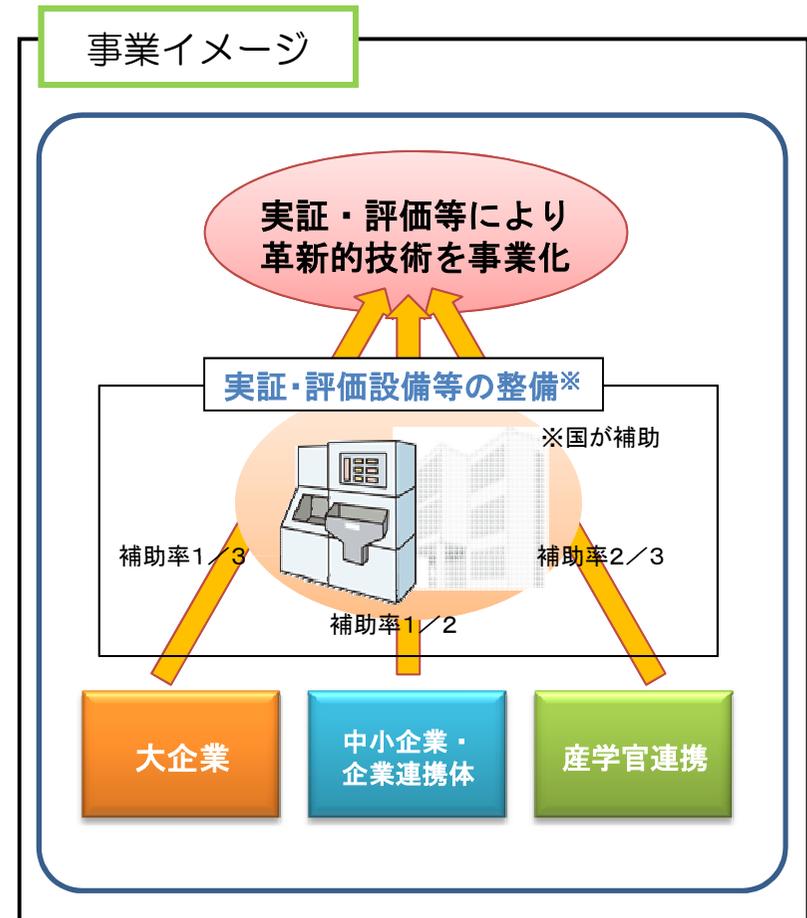
#### ②景気の悪化

近年の急激な景気の悪化等により、民間企業等の財務状況が悪化しており、比較的リスクの高い新規事業開拓のための投資を躊躇。

### <対策>

- 上記課題を解決し、革新的技術を事業化へと橋渡しするため、以下を促進することが有効。
  - ◆企業等が行う実証・評価等に必要な設備等の整備
  - ◆他者が開発した技術等に対して共通基盤的に行う実証・評価等に必要な設備等の整備

**→ 上記の設備等整備に対し支援を行うことで、企業等による国内投資を促進。**



# 1-1. 企業等の実証・評価設備等の整備 概要(約200億円)

## 支援対象となる事業

○ 実証研究、試作品製造若しくは性能・安全性評価、又は製品の製造※<sup>1</sup>に必要な設備等※<sup>2</sup>整備

※<sup>1</sup> 製品の製造については、実証研究、試作品製造又は性能・安全性評価に用いた設備等を活用する場合に限る。

※<sup>2</sup> 整備する設備等を用いて実証・評価を行うために、不可欠で最低限必要な施設の整備費を含む。



(1) 実証研究

研究室レベルの研究で成果が得られたものを、実証プラント等を構築して研究を行うもの。

(2) 試作品製造

複数の試作品の製造を行い、製品化に向けた試行錯誤を行うもの。

(3) 性能・安全性評価

試作品・製品等の性能の測定や、事故防止のための安全性の確認を行うもの。

## 補助対象経費

補助事業		補助率	上限額	下限額
補助対象経費の区分	内容			
(1) 調査設計費	建築計画に関する調査費及び設計費	①産学官連携 2/3以内 ②企業連携体・ 中小企業 1/2以内 ③大企業 1/3以内	50億円 以内	2千万円 以上
(2) 工事費	実証・評価を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費			
(3) 実証・評価機械・装置費	実証・評価に必要な機械装置の購入又は据付け等に必要な経費			

## 1-2. 補助対象者、補助率等条件の詳細

- 本事業の補助率は、事業の実施主体・体制により1/3以内～2/3以内。
- 補助金額の上限は50億円、下限は2千万円。
- 事業化報告及び収益納付<sup>※</sup>の期間は、整備事業実施の会計年度の終了後5年間。  
<sup>※</sup>ただし、企業の直近2年の平均的な経営状況を勘案し、設備等整備を行った場合に赤字となる可能性が高い場合については、収益納付を免除。

### 産学官連携

①企業等が行う実証・評価等に必要な設備等の整備

企業、技術研究組合等

+

大学、高等専門学校

又は

公的研究機関<sup>※</sup>

共同実証

②他者が開発した技術等に対して共通基盤的に行う実証・評価等に必要な設備等の整備

大学、高等専門学校

又は

公的研究機関<sup>※</sup>

<sup>※</sup>国の独法と地方公共団体は、補助金支出の対象外。

補助率  
2/3以内

### 企業連携体

○一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、技術研究組合等

### 中小企業

○資本金・出資総額3億円以下又は常勤従業員300人以下の企業(ただし、見なし大企業は除く。)

補助率  
1/2以内

### 大企業

○中小企業以外の企業

補助率  
1/3以内

(注) 複数の民間団体による共同提案(産学官連携を除く。)については、各民間団体の形態に合わせた補助率を当該民間団体に適用する。

例:大企業Aと中小企業Bの共同提案の場合、大企業Aの補助率は1/3以内、中小企業Bの補助率は1/2以内。

## 1-3. 審査基準と要記載事項(案)

### ① 基本的事項の審査

#### ア. 補助対象要件を満たすもの

新成長戦略に記載された

- ・「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」
- ・「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」
- ・「科学・技術・情報通信立国戦略」

に掲げられた目標の実現に貢献する技術の事業化を目指した事業となっていること

#### イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること

#### ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること

#### エ. 補助対象経費等の妥当性

補助対象経費等の内容が妥当なものであること

#### オ. 工程の妥当性

補助事業期間内の確実な実施が見込まれる工程となっていること

#### カ. 適切な設備等の運営の見込

将来に渡っての維持・運営コスト負担体制等、設備等の運営計画が適切であること

## 1-3. 審査基準と要記載事項(案)

### ②補助事業完了後に実施する実証・評価等の内容に関する審査

#### ア. 実証・評価を行う技術の先端性等

- ・内容、目標設定レベルが相当程度高く、先端性を有するか(「世界初」「国内初」「中小企業では初めて」等)
- ・補助終了後、設備の活用計画が適切であって、新技術の事業化を目指すものについては、その工程が現実的なものであるか
- ・公的資金(国、地方公共団体等の委託費、補助金等)を活用して開発された技術や、公的研究機関において開発された技術の実証・評価等を行うものであるか

#### イ. 実証・評価等を行う技術の重要性

我が国の産業政策上重要な位置付けにある技術であり、将来的に大きな市場創出効果・売上げが見込まれるか

#### ウ. 地域経済への効果

地域経済及び地域産業への波及効果が望める事業となっているか

## 1-4. 事業に係る問い合わせ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL&FAX&URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-5441 FAX: 011-709-1786 <a href="http://www.hkd.meti.go.jp">http://www.hkd.meti.go.jp</a>	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業支援課 産学官連携推進室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎 TEL: 022-221-4887 FAX:022-223-2658 <a href="http://www.tohoku.meti.go.jp">http://www.tohoku.meti.go.jp</a>	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0235 FAX: 048-601-1287 <a href="http://www.kanto.meti.go.jp">http://www.kanto.meti.go.jp</a>	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新 潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 産学官連携推進室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-2774 FAX: 052-950-1764 <a href="http://www.chubu.meti.go.jp">http://www.chubu.meti.go.jp</a>	愛知、岐阜、三重、富山、 石川
近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6017 FAX: 06-6966-6080 <a href="http://www.kansai.meti.go.jp">http://www.kansai.meti.go.jp</a>	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 地域経済部 参事官(産学官連携・産業クラスター担 当)	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5760 FAX:082-224-5645 <a href="http://www.chugoku.meti.go.jp">http://www.chugoku.meti.go.jp</a>	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒760-8512 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎 TEL: 087-811-8518 FAX: 087-811-8555 <a href="http://www.shikoku.meti.go.jp">http://www.shikoku.meti.go.jp</a>	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 地域経済部 技術企画課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5462 FAX:092-482-5392 <a href="http://www.kyushu.meti.go.jp">http://www.kyushu.meti.go.jp</a>	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号 館9階 TEL:098-866-1730 FAX:092-482-5392 <a href="http://ogb.go.jp/keisan/index.html">http://ogb.go.jp/keisan/index.html</a>	沖縄
経済産業省 産業技術環境局 研究開発課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL: 03-3501-9221 FAX: 03-3501-7924 <a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a>	—

## 2. 産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備事業概要

## 2-1. 産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備事業 概要(約100億円)

### 事業概要・目的

#### <現状>

○地域には、グリーン・ライフの両分野を中心に、優れた技術シーズが存在。

○しかし、実用化・事業化にまで至らず、新産業の創出や雇用の創造など、地域経済の活性化に貢献していない。

#### <実用化・事業化が困難となっている主な要因>

##### ①技術の高度化・複雑化

一つの製品の中に、より多くの技術、より新しい技術の結集が必要(例：電気自動車、リチウム電池 等)

##### ②企業の「閉じた」研究開発体制(企業の自前主義)

個社での実用化が困難になる中、依然として、自社開発が優先。大学や企業との連携、活用が不足。

##### ③地域自身の重要技術への支援不足

地域において、優位性や将来性のある技術の把握、実用化に向けた戦略立案、地域全体での支援が不足。

#### <対策>

○上記課題を解決し、革新的な技術を事業化へと橋渡しするため、以下を促進することが有効。

- ◆【出口】具体的な技術の出口(材料・製品やサービス)にテーマを絞った研究開発の実施
- ◆【結集】実用化に向け、最適な関係者が一箇所に結集する体制・環境の整備
- ◆【地域】地域や地方自治体の強力な支援を受けた研究開発の実施

→ 産学官が共通の目標の下、「一つ屋根の下」型で共同研究を行う施設の整備は極めて有効



※産学官の「官」については、研究を実施する地域の公的研究機関とともに、地域経済振興行政など地方自治体も含む。

## 2-1. 産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備事業 概要(約100億円)

### 事業の支援対象

#### <支援対象>

○産学官が実用化を目指し、密接に連携して、共同研究を行う施設・設備の整備に対して、支援を行う（補助率2／3）

○具体的には、以下のような要件を満たすことを必要とする。

#### ◆研究開発を行う技術について

- －技術自体に先端性や独創性を有していること（世界レベル、地域性など）
- －新成長戦略や技術開発マップ等国の産業政策として重視されていること

#### ◆産学官のフォーメーションについて

技術の出口（実用化）を見据えて、最適な研究開発チームが形成され、役割分担が明確になされていること。

#### ◆共同研究の実施環境

研究チームの密接な連携を実現できる施設構成となっていること  
（例えば、同じフロア内に産学官の研究室・実験室が併設など）

#### ◆当該地域としての支援の有無

当該技術の研究開発・実用化の推進が、地域の経済振興ビジョン等で記載され、地域全体として支援が見込まれていること 等

## 2-2. 補助対象者及び補助率

- 本事業の補助率は、2／3と設定。
- また、補助金額の上限を15億円、下限を3億円と設定。

### ○交付対象事業者

- ・大学、公益法人、企業、独立行政法人等であって、日本国内の法人格を有する組織

※ただし、国の所管の独立行政法人(大学及び高専を除く)並びに地方公共団体及び当該団体の一部である機関は、共同研究参加者となり得るが、直接の補助の対象とはならない。

(注)共同申請については、長期にわたる産学官共同研究体制の構築が行われていること及び資産管理に係る適切な役割分担が契約等において整理されていることを条件に認める。

### ○補助率

- ・2／3以内

### ○補助対象経費

補 助 事 業		補助率	上限額	下限額
補助対象経費の区分	内 容			
(1) 調査設計費	建築計画に関する調査費及び設計費	2／3以内	15億円以内	3億円以上
(2) 工事費	施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く。）	2／3以内		
(3) 研究開発設備費	研究開発に必要な機械装置の購入又は据付け等に必要経費	2／3以内		

## 2-3. 審査基準と要記載事項(案)

### ① 基本的事項の審査

#### ア. 補助事業の実施体制

補助事業を実施できる十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていること(基礎研究から応用開発、製品試験等による産業化まで産学官の連携で取り組むこと)

#### イ. 補助事業者の財務的健全性

補助事業を実施できる財務的健全性を有していること

#### ウ. 補助対象経費等の妥当性

補助対象経費等の内容が妥当なものであること

#### エ. 工程の妥当性

補助事業期間内の確実な竣工が見込まれる工程となっていること

#### オ. 適切な施設運営の見込

将来に渡っての維持・運営コスト負担体制等、施設の運営計画が適切であること

## 2-3. 審査基準と要記載事項(案)

### ②補助事業完了後の施設利用計画等に関する審査

#### ア. 研究の先端性・独創性

- ・内容、目標設定レベルが相当程度高く、先端性を有すること
- ・関連する特許・ノウハウ等における高い優位性が見込まれること

#### イ. 研究及びその実用化による経済・社会への貢献(イノベーション効果、波及効果、人材育成等)

- ・新成長戦略に掲げられた目標の実現に貢献するものであること(「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」(新エネ、省エネ、資源循環等に係るもの)、「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」(医療・介護等に係るもの)及び「科学・技術・情報通信立国戦略」(科学・技術力向上等による成長力の強化に係るもの、地域の活性化に資する研究開発に係るもの)等)
- ・研究及びその実用化による新規産業・市場の創出効果が見込まれること(国全体及び当該地域のそれぞれについて記載すること)
- ・研究及びその実用化に係る国等のロードマップや推進計画等に沿っていること
- ・研究及びその実用化または社会的な課題の解決に携わる人材育成が行われること

#### ウ. 効果的な産学官連携活動の見込み(協力・連携体制の構築)

- ・成果を出せる効果的な産学官連携活動の工夫が見込まれること
- ・当該拠点の企業による利用も含む、産業界による活発な産業化利用が見込まれること
- ・当該拠点が位置する自治体等との協力・支援関係の構築状況及び見込があること(国や自治体の地域イノベーション施策との関連・連携等)

## 2-4. 事業に係る問い合わせ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL&FAX&URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 新規事業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL:011-700-2324 FAX:011-709-1786 <a href="http://www.hkd.meti.go.jp">http://www.hkd.meti.go.jp</a>	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産学官連携推進室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎 TEL:022-221-4887 FAX:022-223-2658 <a href="http://www.tohoku.meti.go.jp">http://www.tohoku.meti.go.jp</a>	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0422 FAX:048-601-1287 <a href="http://www.kanto.meti.go.jp">http://www.kanto.meti.go.jp</a>	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新 潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 新規事業課 産学官連携推進室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2774 FAX:052-950-1764 <a href="http://www.chubu.meti.go.jp">http://www.chubu.meti.go.jp</a>	愛知、岐阜、三重、富山、 石川
近畿経済産業局 地域経済部 産学官連携推進課	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1号館 TEL:06-6966-6164 FAX:06-6966-6080 <a href="http://www.kansai.meti.go.jp">http://www.kansai.meti.go.jp</a>	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 地域経済部 参事官(産学官連携・産業クラスター担 当)	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 TEL:082-224-5659 FAX:082-224-5645 <a href="http://www.chugoku.meti.go.jp">http://www.chugoku.meti.go.jp</a>	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国経済産業局 地域経済部 参事官室(産学官連携推進担当)	〒760-8512 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8516 FAX:087-811-8555 <a href="http://www.shikoku.meti.go.jp">http://www.shikoku.meti.go.jp</a>	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 地域経済部 産学官連携推進室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5510 FAX:092-482-5392 <a href="http://www.kyushu.meti.go.jp">http://www.kyushu.meti.go.jp</a>	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館 9階 TEL:098-866-1730 FAX:098-860-1375 <a href="http://ogb.go.jp/keisan/index.html">http://ogb.go.jp/keisan/index.html</a>	沖縄
経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-0075 FAX:03-3501-5953 <a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a>	—